

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

児童福祉法一部改正に伴い、白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係

児童福祉法において、保育施設における職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、第25条について、改正を行うものである。

(2) 第2条関係

児童福祉法において、保育施設における職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、第13条について、改正を行うものである。

(3) 第3条関係

児童福祉法において、保育施設における職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中、第12条について、改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。